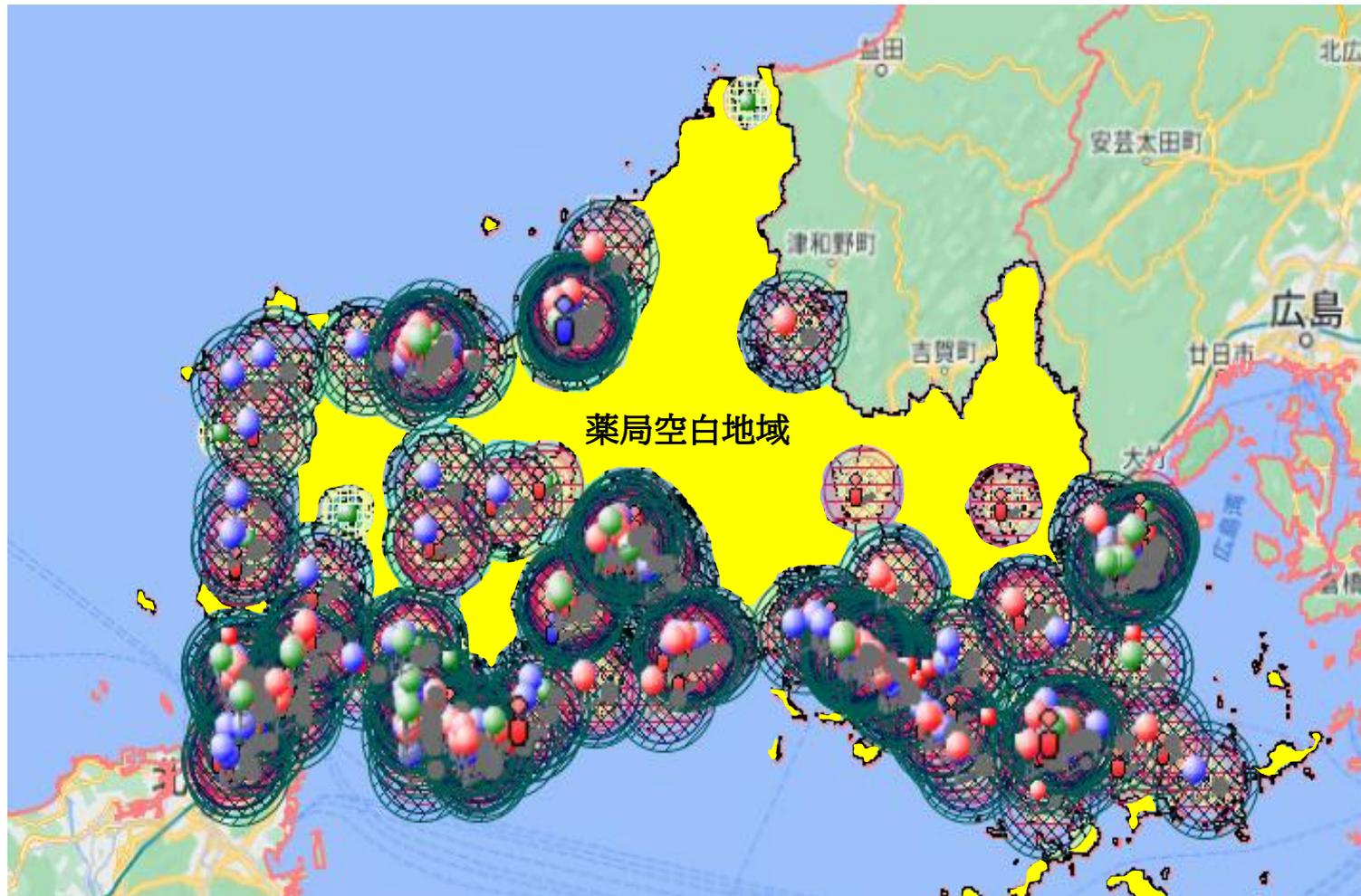


# 山口県におけるへき地等の医薬品等提供に係る取組について

令和7年3月18日（火）山口県健康福祉部薬務課

# 本県の状況

- R4年度の調査（県薬剤師会）で、へき地等において**薬局空白地域**の存在が判明
- 薬局数はH26年度（H26年度末：831薬局）をピークに**減少傾向**  
（R5年度末：775薬局）



出典：山口県薬剤師会調べ

# 院内処方と院外処方の違い

## 院内処方



## 院外処方



病院（診療所）の薬剤師又は  
処方した医師が調剤

医師が処方箋を交付し、薬局  
薬剤師が処方箋に基づき調剤

参考：薬剤師法第19条

薬剤師でない者は、販売又は授与の目的で調剤してはならない。ただし、医師若しくは歯科医師が次に掲げる場合において自己の処方箋により自ら調剤するとき、又は獣医師が自己の処方箋により自ら調剤するときは、この限りでない。

(略)

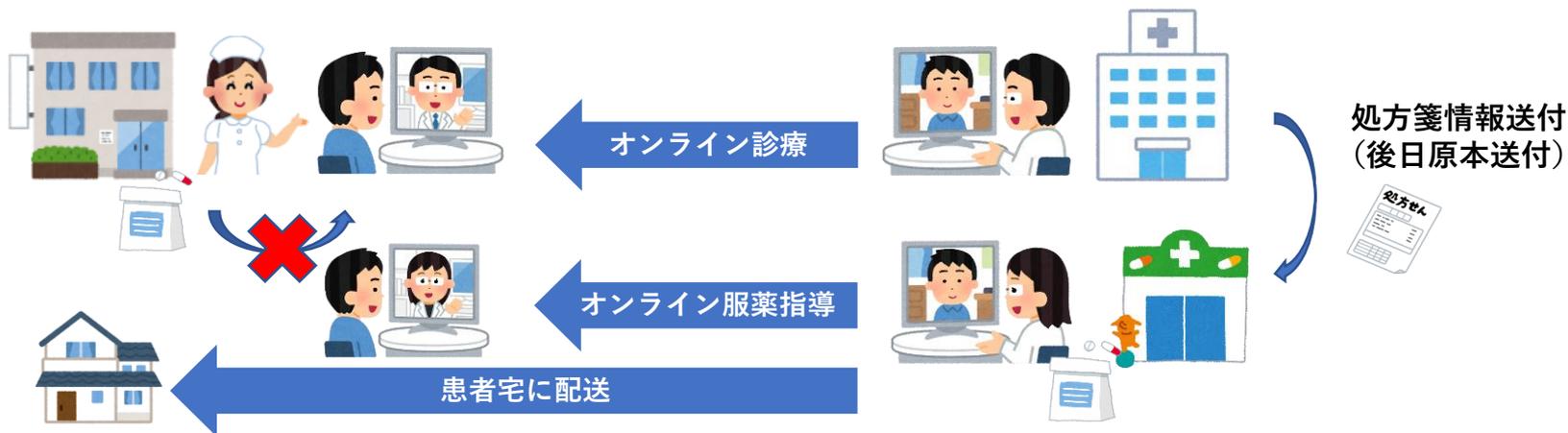
# へき地等でのオンライン服薬指導のメリット

## ①へき地診療所で院内処方から院外処方に切り替える場合

- 薬剤師の介入による薬学的管理（服薬状況の改善等）
- 処方する医薬品の選択肢の拡大
- へき地診療所の医師・看護師の調剤業務にかかる負担の軽減
- へき地診療所における医薬品管理業務（購入・在庫管理等）の軽減

## ②へき地等でオンライン診療を導入する場合

- オンライン診療を導入した場合の治療薬の提供機会を創出



医師・薬剤師不在の診療所でオンライン診療後に、看護師が薬を渡す→**原則不可**

\* 離島等の診療所において、荒天等により医師・薬剤師が渡航できないことによる不在の場合を除く

# ○ 本県の状況

## ◆ 県の施策の概要

### 地域医薬品提供に係る I C T 活用支援事業（R6～8 年度）

#### 【事業の目的】

薬局空白地域における医薬品等の提供体制を構築するため、オンライン服薬指導など I C T の活用を組み合わせたサービスの実装を行い、**誰でもどこでも安心して医薬品等を使用できる仕組みづくり**を進める

#### 薬局空白地域におけるオンライン服薬指導の普及促進

#### 【オンライン服薬指導の導入のメリット】

- 薬局空白地域の患者も、都市部と同様にかかりつけ薬局・薬剤師の関与による一元的な服薬管理・指導のメリットを受けられる
- 調剤だけでなく、OTC医薬品（薬局・薬店・ドラッグストア等で処方箋なしで購入できる医薬品）や衛生材料等の購入もできるため、へき地等での買い物支援にも寄与

# 令和6年度事業内容

予 算 規 模	5,930千円
事 業 内 容	<ul style="list-style-type: none"><li>○先進事例調査</li><li>○県内へき地等のニーズ調査（実装候補地の把握）<ul style="list-style-type: none"><li>・市町へのアンケート・ヒアリング</li></ul></li><li>○研究会開催<ul style="list-style-type: none"><li>・先進事例調査、県内ニーズ調査を踏まえた課題のとりまとめ</li></ul></li><li>○支援システムの開発<ul style="list-style-type: none"><li>・薬局情報から患者が簡単に薬局を選択し、オンライン接続できるシステムを開発</li></ul></li><li>○各地域におけるオンライン服薬指導の実装支援</li><li>○へき地等におけるオンライン服薬指導の導入の手引きの作成</li><li>○上記手引きに係る説明会の開催</li></ul>

# 通常のオンライン服薬指導との違い

## 【通常のオンライン服薬指導】

自宅等の患者に  
オンラインで  
服薬指導



オンライン服薬指導

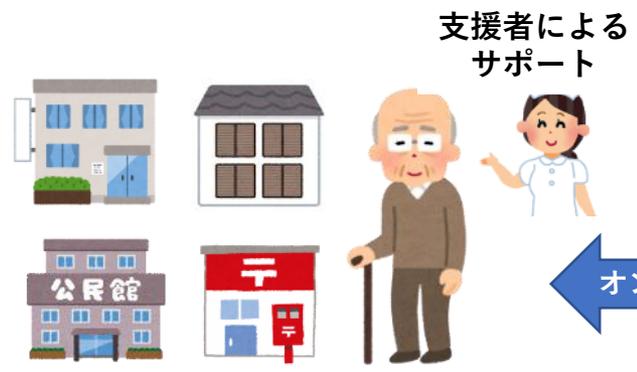


薬局薬剤師



## 【へき地等の地域で取り組むオンライン服薬指導】

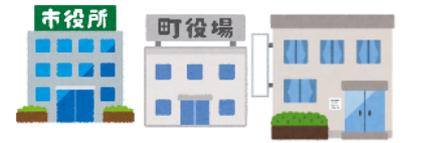
地域の拠点施設  
等にいる患者に  
オンラインで  
服薬指導



オンライン服薬指導



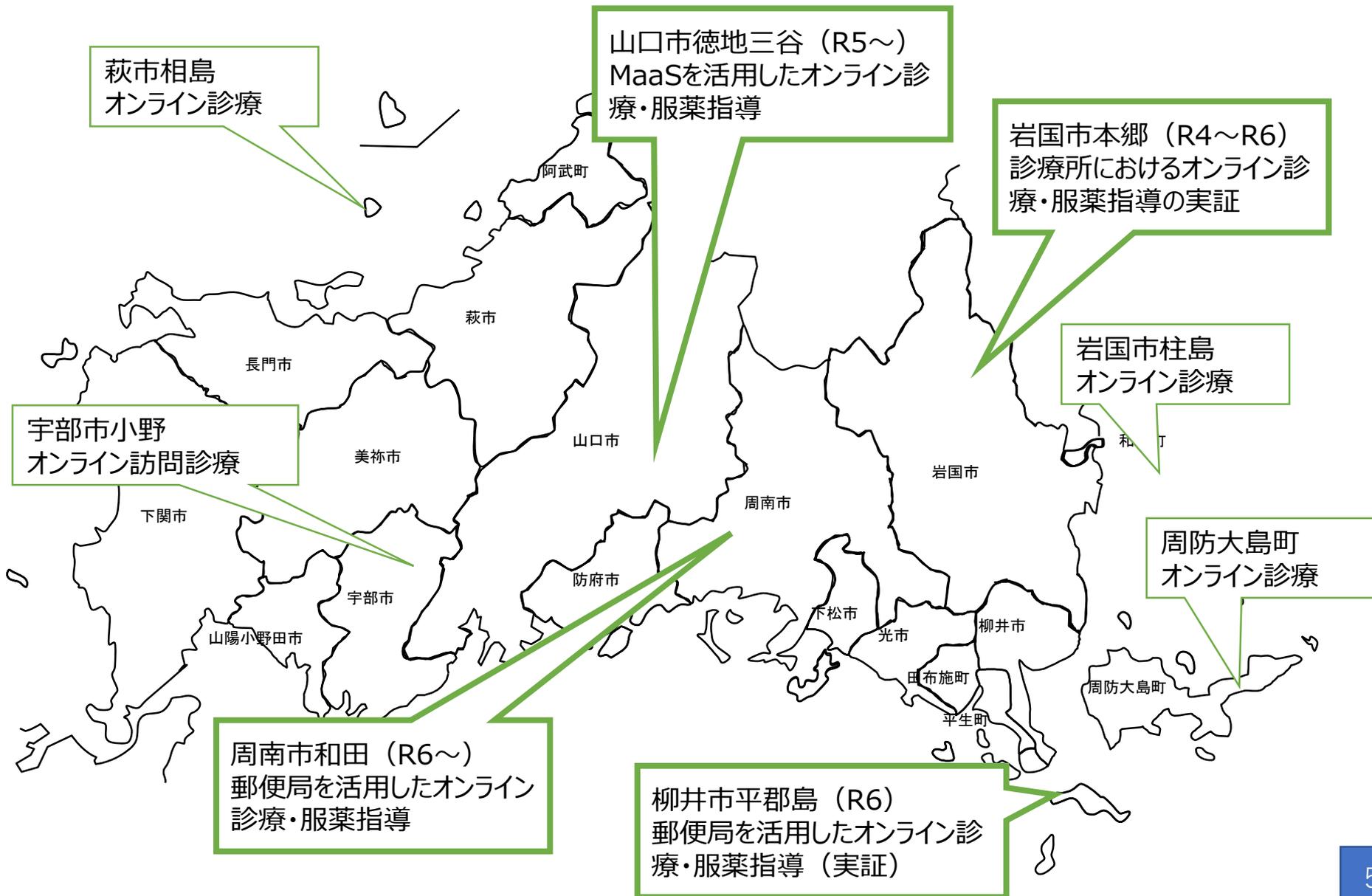
薬局薬剤師



市町 ・ へき地診療所



# 県内における導入事例 (太囲みは服薬指導を含む)



# へき地等におけるオンライン服薬指導の導入の手引き (案) について

## ◆ 目的

県内のへき地等で周囲に薬局がない地域（薬局空白地域）において、医薬品等の提供体制を確保するため、地域の薬局、医療関係者、行政等の関係機関が連携して、オンライン服薬指導を導入しようとする際の手順を解説

## ◆ 手引きの活用対象

市町、地域薬剤師会を想定

## ◆ 留意事項

- ・ この手引きは、あくまでも導入の際の手引きであり、オンライン服薬指導を実施する際のマニュアルではない
- ・ 都市部におけるオンライン服薬指導を導入を進める手引きではない

# へき地等におけるオンライン服薬指導の導入の手引き (案) について

